

## 令和6年度高齢者福祉施設等施設整備に係る協議手続について（概要）

### 1 県への協議が必要となる施設の整備

- (1) 県の補助を希望する整備
- (2) 民間公益補助を希望する整備で定員の増減を伴うもの
- (3) 自己財源による整備で定員の増減を伴うもの

### 2 協議書の提出先及び提出期日

- (1) 介護保険の保険者である市町及び福岡県介護保険広域連合（以下「市町村等」という。）

提出先：福岡県保健医療介護部介護保険課（施設整備係）

提出期日：令和6年6月7日（金）

※ 必要な添付書類に漏れがないか、提出する書類に記載漏れがないか、十分注意すること。また、提出期日後の協議は、一切受け付けないこと。

※ 養護老人ホームに係る特定施設入居者生活介護の指定については、この整備方針にかかわらず、随時、保険者からの協議を受け付けるものであること。

- (2) 福岡県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）に加入している市町村

提出先：広域連合

提出期日：広域連合が指定する日

※ 養護老人ホームの改築・改修に係る協議については、広域連合を通さず、市町村から県が直接受け付けるため、その提出先及び提出期日は、(1)による。

- (3) 設置希望者

提出先：協議しようとする施設（以下「協議施設」という。）が所在する市町村

提出期日：協議施設が所在する市町村が指定する日

### 3 市町村等における留意事項

- (1) 施設の増築（床）に係る協議

市町村等からの協議は、次の条件を満たしている場合に受理する。

ア 施設の増築（床）に係る協議の対象は、次のとおりであること。

特別養護老人ホーム（整備後の定員が30人以上の施設に限る。以下同じ。）の増築（床）

イ 第10次福岡県高齢者保健福祉計画を策定するために、令和5年10月に県が行った整備意向調査及びヒアリングにおいて、当該市町村が、協議施設の施設種別及び床数（定員数）について、整備意向を示しているとともに、当該保険者が策定する

第9期介護保険事業計画に、利用者数が確実に見込まれていること。

ウ 各市町村が協議できるのは、施設種別ごとに一事業計画であること。

エ 市町村において、協議施設の整備を計画している者と十分な協議を行い、資金計画、建設予定地の確保や各種法規制解除の見通し、地域住民の同意の状況等について、適切に審査され、公正に選定された事業計画であること。

オ 市町村の意見書を提出すること。

市町村の意見書においては、イ及びエの条件が満たされていることを述べ、当該市町村の老人福祉計画、協議施設の増築（床）に対する地域住民の意見、既存施設等の利用状況等を踏まえて、協議施設の増築（床）の必要性を明らかにすること。

なお、広域連合を通じて提出される協議にあっては、広域連合に加入している市町村の意見書をもって広域連合の意見書とみなす。

## (2) 施設の改築・改修に係る協議

市町村等からの協議は、次の条件を満たしている場合に受理する。

ア 改築又は改修に係る協議の対象は、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームであること。

イ 市町村においては、協議施設の整備を計画している者と十分な協議を行い、資金計画、建設予定地の確保や各種法規制解除の見通し、地域住民の同意の状況等について、適切に審査すること。

ウ 市町村の意見書を提出すること。

市町村の意見書においては、イの条件が満たされていることを述べ、当該市町村の老人福祉計画、協議施設の改築又は改修に対する地元住民の意見等を踏まえて、協議施設の改築又は改修の必要性を明らかにすること。

なお、特別養護老人ホームの改築又は改修に係る協議について、広域連合を通じて提出される協議にあっては、広域連合に加入している市町村の意見書をもって広域連合の意見書とみなす。

## 4 設置希望者における留意事項

別紙のとおり

## 設置希望者における留意事項

- 協議は、別冊「令和6年度高齢者福祉施設等の整備に係る協議手続について」に従い、提出書類を準備すること。
- 「福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査基準」、「施設整備上の留意点」及び関係法令（老人福祉法、介護保険法及び社会福祉法等）を十分に理解の上、協議を行うこと。
- 原則として、協議書類（添付書類を含む。）は整備方針通知後の日付であること。
- その他の主な留意事項は、次のとおり。

### 1 応募者等について

応募者及び役員等（以下「応募者等」という。）が、次の各号のいずれかに該当し、又は該当することが明らかになった場合は、応募することができない。

また、市町村等からの協議書を県が受理した後において、応募者等が次の各号のいずれかに該当し、又は該当することが明らかになった場合は、当該市町村等は当該協議書を取り下げるものとする。

- (1) 応募者が、介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第2項第1号、第3号から第5号の3まで、第6号の2から第9号まで、第10号の2及び第12号のいずれかに該当する場合
- (2) 応募者が、介護保険法第86条第2項第2号から第7号までのいずれかに該当する場合
- (3) 応募者が提出した応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合
- (4) 応募者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）に該当する場合
- (5) 応募者が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等となっている場合
- (6) 応募者等が、次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合
  - ア 暴力団員が事業主又は役員等に就任している者
  - イ 暴力団員が実質的に運営している者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(7) 応募者等（その実質的な運営者を含む。）が、次のいずれかに該当する場合

ア 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）（以下「条例」という。）

第 15 条第 2 項、第 17 条の 3、第 19 条第 2 項又は第 2 項の規定に違反し、同条例第 22 条の規定に基づく勧告を受けた日から起算して 2 年を経過しない場合

イ 条例第 23 条第 1 項の規定に基づく事実の公表を受けた日から起算して 2 年を経過しない場合

ウ 条例第 25 条第 1 項第 3 号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた場合であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない場合

## 2 資金計画について

(1) 建設財源、借入金償還計画等を十分に精査し、資金収支計画を立てること。

複数の市町村において施設整備（地域密着型を含む。）の協議を行う応募者は、協議予定のすべての計画を反映した資金収支計画を立てること。

(2) 施設の増築（床）を行う場合は、総事業費の 10%以上を自己資金として確保すること。

(3) 施設の増築（床）を行う場合は、運転資金として、年間事業費の 2/12 以上を確保すること。

(4) 社会福祉法人については、資金計画において移行時特別積立預金を建設財源に充当する場合は、その理事会等の承認を得ておくこと。

(5) 借入先は、独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人福祉医療機構との間で協調融資に係る覚書を締結した民間金融機関に限ること。

ただし、独立行政法人福祉医療機構との間で協調融資に係る覚書を締結した民間金融機関から借入れを行う場合は、無担保の借入れに限ること（独立行政法人福祉医療機構との協調融資の場合を除く。）。

## 3 協議施設の建設予定地について

協議施設の建設予定地については、用地の確保状況、関係法令上建設に支障がないこと及び地域住民等の同意を得ていることを十分に確認した上で、特に次の点について留意すること。

(1) 協議施設の建設予定地の確保が確実であること。

(2) 市街化調整区域において協議施設の整備を計画している場合には、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」に定められている開発審査会に付議する基準（根拠法令：都市計画法第 34 条第 14 号）を満たしていること。

(3) 協議施設の建設予定地が土砂災害関係法による指定や農地法等による規制を受けている場合には、建設が確実に進められる見通しがあること。

(4) 協議施設の建設予定地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに該当する場

合には、原則として補助の対象としないこと。

(5) 協議施設の建設予定地の隣接地の地権者及び地域住民から、協議施設の建設について同意を得ていること。

- ・ 隣接地は、建設予定地の境界から 15m以内の範囲にある土地とする。
- ・ 建設予定地の所有者と建設予定地に接する土地（今後分筆する場合を含む。）の所有者が同一の者である場合には、建設予定地の境界から 15m以内の範囲にある同一所有者の土地を建設予定地と一体のものとしてとらえて、建設予定地の隣接地を判断すること。

#### 4 事業計画について

(1) 協議施設のユニット型部分とユニット型部分以外の部分は、それぞれ別施設として指定が行われることに留意すること。

(2) 改築により協議施設の一部が 29 床以下の地域密着型となる場合には、事前に県に協議すること。

例) 従来型 50 床の特別養護老人ホームについて、ユニット型 20 床と従来型 30 床にする改築を行い、地域密着型のユニット型施設と広域型の従来型施設になる場合

#### 5 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度について

社会福祉法人又は市町村が経営する社会福祉事業体は、その社会的役割の一環として、事業所及び施設の所在地の県及び市町村長に申し出て、生活が困難な低所得者の利用負担軽減に取り組むこととされている。

この趣旨に鑑み、今回協議を行う社会福祉法人等は、この利用者負担軽減制度に積極的に取り組むこと。

#### 6 法人の所轄庁に対する各種手続等について

高齢者福祉施設等の整備に当たっては、所轄庁に対し、定款変更の認可申請等の手続が必要となる場合があるため、各種手続に遺漏がないよう留意すること。

なお、所轄庁が市である法人からの協議については、県は当該市から、当該法人に関する情報の提供を受けることとする。

#### 7 情報公開について

協議書については、福岡県情報公開条例の対象文書となること。